

## 第2期 山元町教育振興基本計画の策定について

## 1 計画策定の根拠

- ・ 教育基本法（平成18年法律第120号）

## 第17条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。と定められている。

- ・ 宮城県教育委員会においては、上記の規定に基づき、「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定している。（平成29年度を初年度とし平成38年度を目標年度とする10年間の計画）
- ・ 山元町教育委員会においては、国、県の教育振興基本計画を受けて平成29年度に第1期教育振興基本計画（平成29年度を初年度とし、平成33年度までを目標年度とする5年間の計画）を策定した。今年度はその目標年度の最終年度となることから、これまでの計画について振り返り、本町の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す第2期教育振興基本計画を策定することとした。

## 2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものである。
- ・ 第6次山元町総合計画に示す教育分野の施策を具体化するための計画としても策定します。
- ・ また、第2期宮城県教育振興基本計画（平成29年度から平成38年度）との整合を図りながら策定する。

## 3 計画の期間

- ・ 本計画は、令和4年度を初年度として、令和8年度を目標年度とする5年間の計画とする。